

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

伊佐市（以下「当市」という。）のハザードマップによると、伊佐市商工会（以下「当会」という。）を中心として半径1km以内の市街地地域において、浸水の恐れはないが、中心市街地から1.5kmほど南西にある商業地区においては40%を超える範囲で0.5～3.0m未満の浸水が予想されている。

また、当会より2.5kmほど南東に位置する地域において2.0～5.0m未満の浸水が予想されている。5.0m以上の浸水エリアがあるが、農地エリアであり、小規模事業者への影響は少ないと考えられる。



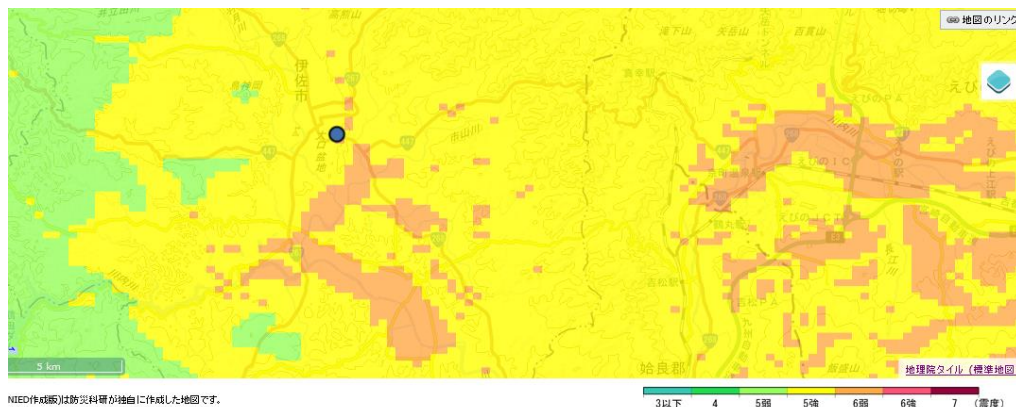
伊佐市防災マップ（南部）

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の北部地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、小規模事業者は少なく、事業への大きな影響は考えられない。

(地震：JSHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後50年間で10%の確率で、震度5弱が発生する箇所が当市全体に対し20%、震度5強の地震が発生する箇所が70%、震度6弱が発生する箇所が10%程度ある。



(その他)

市内の羽月川流域では、洪水に見舞われてきた。特に、平成18年の鹿児島県北部豪雨災害により、広範囲に多大な被害を及ぼした。全壊6棟、半壊49棟、一部損壊11棟、床上11棟、床下103棟の被害があった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,125人 (令和6年12月31日現在)
- ・小規模事業者数 1,022人 (令和6年12月31日現在)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	農業、林業、漁業	19	19	
	鉱業、採石業、砂利採取業	3	1	
	建設業	173	164	
	製造業	86	72	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	
	情報通信業	3	2	
	運輸業、郵便業	21	15	
	卸売業、小売業	324	281	
	金融業、保険業	13	10	
	不動産業、物品賃貸業	30	27	
	学術研究、専門・技術サービス業	36	36	
	宿泊業、飲食サービス業	146	139	
	生活関連サービス業、娯楽業	144	141	
	教育・学習支援業	22	21	
	医療、福祉	29	27	
	複合サービス事業	11	10	
	サービス業	63	56	
合 計		1,125	1,022	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、伊佐市防災マップの作成及び周知
防災ハンドブックを作成し、自治会加入世帯約12,000戸に配布周知するとともに市民課窓口等に設置し、転入者等へ配布している。
- ・防災訓練の実施
各コミュニティに事前連絡をして、日程を合わせて実施している。
- ・防災備品の備蓄
伊佐市福祉課及び社会福祉協議会で、通常想定される避難者の概ね3日程度の食料、水の備蓄を行っている。
- ・伊佐市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・鹿児島県火災共済協同組合／東京海上日動火災保険と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ① 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ③ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ④ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 令和6年に当市が策定した『伊佐市地域防災計画』について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、伊佐市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策活用等）について説明する。
- ・ 会報や当市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、虚偽の情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

《災害リスクの周知に関する各年度の目標》

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業者BCP等策定件数	4	4	5	5	6
専門家派遣件数	2	2	2	2	2
セミナー開催回数	2	2	2	2	2

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和元年12月に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 鹿児島県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 伊佐市観光特産協会等への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毎年度、（仮称）伊佐市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当市）を年1回（6月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

《事業者BCP等の取組状況の確認における各年度の目標》

項目	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10年度	R 11年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ 目標件数	4	8	13	18	24

5) 本計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。伊佐市が実施する防災訓練の日程に合わせて訓練を行う。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、できる限り1日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害目安	状態
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、交通網の遮断がされ

	ており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

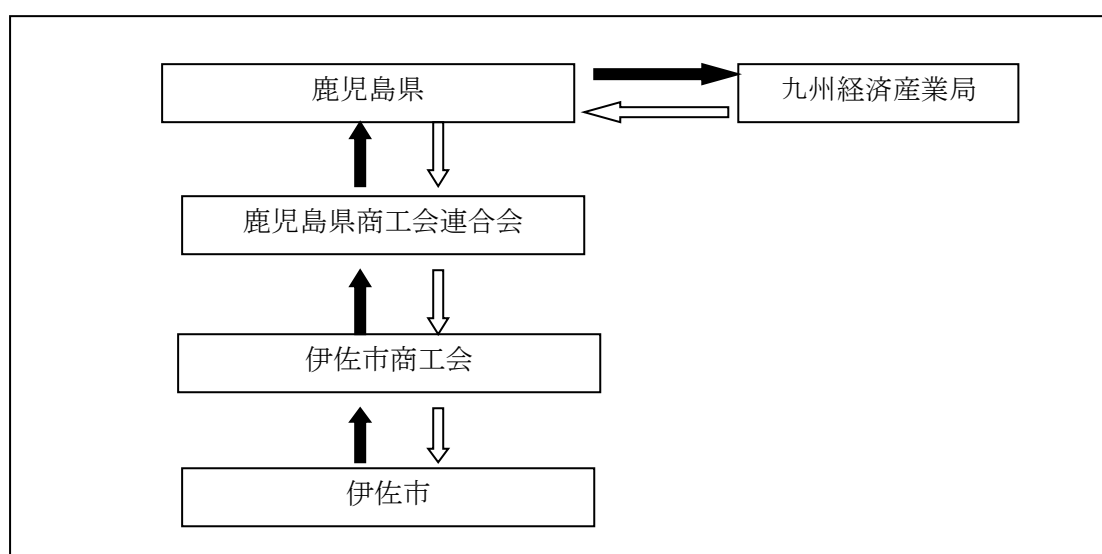
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「伊佐市新型コロナウイルス等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、鹿児島県商工会連合会を通じて県商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、鹿児島県商工会連合会を通じて当市と共有した情報を県が指定する方法にて鹿児島県商工会連合会を通じて県へ報告する。



令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額					(被害額内訳) 単位：千円			
事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に 必要な額、 おおよそで可	土地 (堆積土砂排除 費・整地費) (事業用資産に限 る)	建物 (事業用資産に限 る)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等
1				0				
2				0				
3				0				
4				0				
5				0				
6				0				
7				0				
8				0				
9				0				
10				0				
11				0				
12				0				
13				0				
14				0				
15				0				
16				0				
17				0				
18				0				
19				0				
20				0				
21				0				
22				0				
23				0				
24				0				
25				0				
26				0				
27				0				
28				0				
29				0				
30				0				
31				0				
32				0				
33				0				
34				0				
35				0				
36				0				
37				0				
38				0				
39				0				
40				0				
41				0				
42				0				

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、日本政策金融公庫と共同で特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

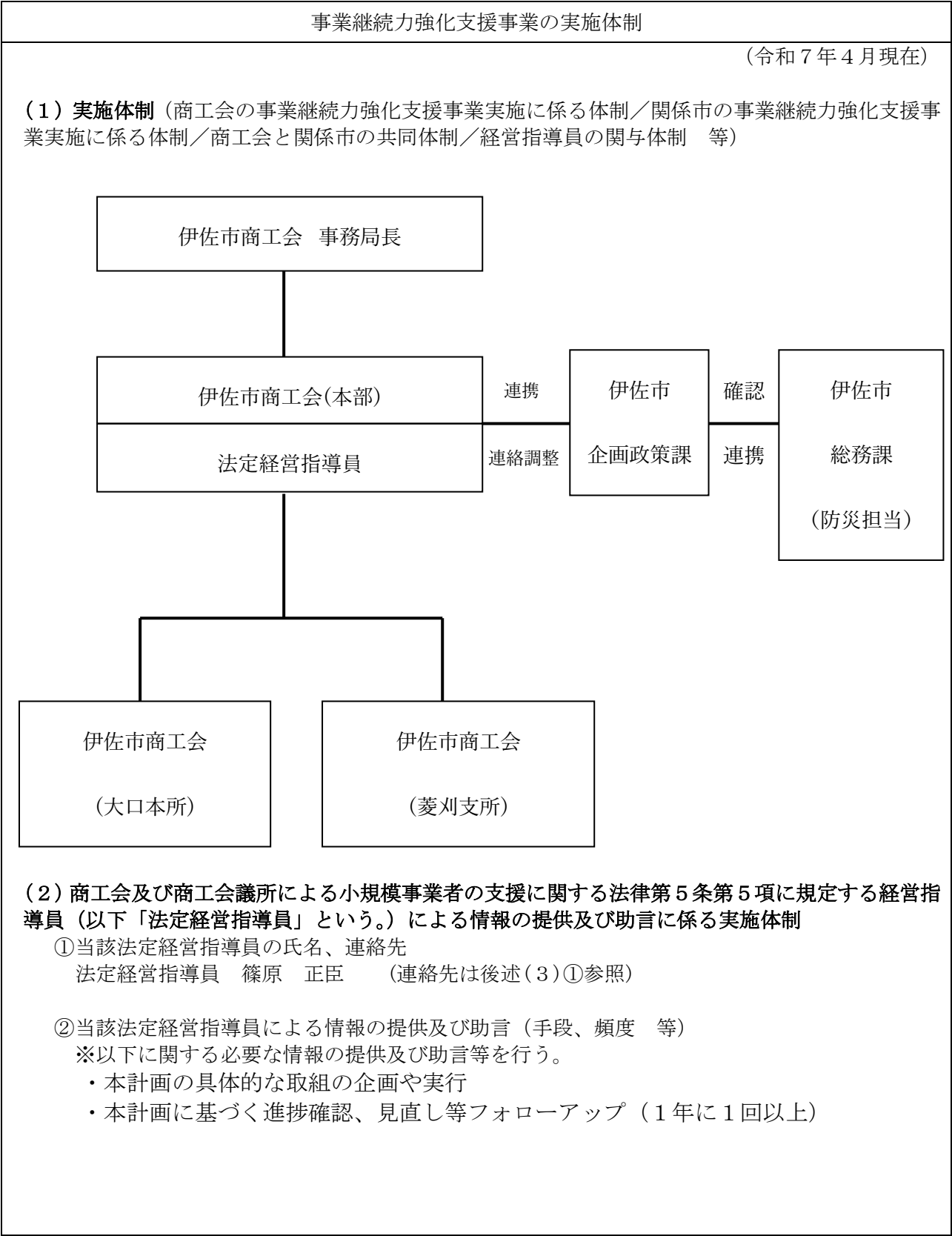
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県商工会連合会を通じて県等に相談する。
- ・連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会、関係市連絡先

①商工会

伊佐市商工会 大口本所

〒895-2512 鹿児島県伊佐市大口元町20-2

TEL : 0995-22-0224 / FAX : 0995-22-9845

E-mail : isa-s@kashoren.or.jp

伊佐市商工会 菱刈支所

〒895-2701 鹿児島県伊佐市菱刈前目 1986-2

TEL : 0995-26-0179 / FAX : 0995-26-1495

②関係市

伊佐市役所 企画政策課

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888

TEL : 0995-23-1311 / FAX : 0995-23-5344

E-mail : kigyoud@city.isa.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災備品購入費	50	50	50	50	50

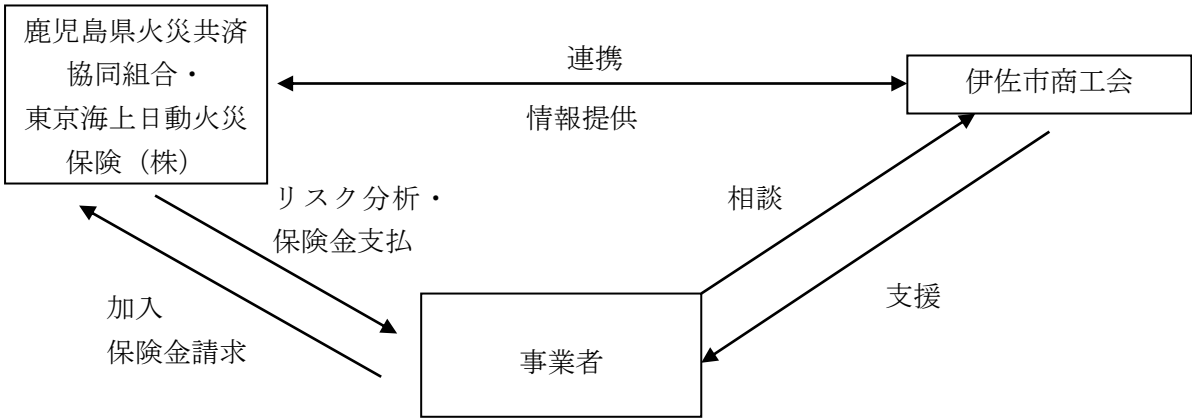
(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
① 鹿児島県火災共済協同組合	理事長 小正 芳史 〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町1番24号 鹿児島県中小企業会館3階 TEL：099-225-4218 / FAX：099-227-3595
② 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 霧島支社	支社長 宮城 尚 〒899-4332 鹿児島県霧島市国分中央5-6-13 TEL：0995-47-2555 / FAX：050-3385-6374
連携して実施する事業の内容	
1. 事前の対策	・巡回指導時や窓口にて自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
2. 地区内小規模事業者に対する復興支援	・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割	
1. 休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報提供 2. 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家の紹介 3. 災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き	
連携体制図等	
 <pre> graph TD A["鹿児島県火災共済協同組合・ 東京海上日動火災保険(株)"] <--> 連携 B["伊佐市商工会"] A -- 情報提供 --> B A -- "リスク分析・ 保険金支払" --> C["事業者"] C -- "加入 保険金請求" --> A C -- 相談 --> B B -- 支援 --> C </pre>	